

中野区企画提案公募型事業者選定について

中野区では、昨年 1 2 月に区長決定した「中野区入札・契約制度改革基本方針」に基づき、本年 4 月から工事契約に総合的に優れた事業者を選定する入札方式（総合評価方式）の試行実施を行い、その試行結果を踏まえ、来年度からすべての工事案件に導入することとしている。

また、「中野区入札・契約制度改革基本方針」では、21 年度から一般委託案件についてもその事業者選定にあたり、工事契約における総合評価方式に準じた評価・審査を行い、価格のほか、事業者の業務執行や業務管理能力が総合的に優れた事業者と契約することとしている。

その事業者選定にあたり、「中野区企画提案公募型事業者選定試行実施要領案」を定め、その選定手続きの透明性や公正性をより高め、さらにその選定手続きの経過も明らかにし、入札・契約事務のさらなる改革に取り組むこととする。

1. 中野区企画提案公募型事業者選定試行実施要領案（別紙 1・2 参照）

この試行実施要領は、現在各事業部がそれぞれの基準や手続きで行っている企画提案公募型事業者選定方法を、経営室契約担当がその選定手続きを行うことにより、選定の透明性並びに公正性を確保することを目的とする。

2. 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| ・平成 20 年 1 2 月 | 企画提案公募型事業者選定試行実施要領の制定 |
| ・平成 20 年 1 2 月 | 各部契約担当者説明会の開催 |
| ・平成 21 年 1 月 | 要領の施行 |
| | ※ 同時に長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の施行 |
| ・平成 21 年 1 月～ | 各部からの選定協議の受付 |
| ・平成 21 年 4 月 | 本要領に基づく事業者との契約締結 |

中野区企画提案公募型事業者選定試行実施要領（案）

（目的）

第1条 この試行要領は、事業部が企画提案公募型事業者選定（以下「公募型事業者選定」という。）を行う場合に、その手続きの透明性並びに公正性を確保するため、所要の事項を定めることを目的とする。

（対象案件）

第2条 この試行要領において、公募型事業者選定の対象とする案件は、区の業務のすべてを対象とする。

なお、契約事務規則別表1の部長又は所長に委任する契約は除くこととするが、各事業部において事業者を選定する際は、その選定手続き等は本要領の定めるところによるものとする。

（公募型事業者選定案件の選定）

第3条 事業部は、公募型により事業者選定を行おうとする場合は、予め、経営本部経営室担当副区長（以下「副区長」という。）あてに、事業者選定案件協議書兼選定依頼書（「以下、協議書兼選定依頼書という。（別紙様式1）」）により、公募型事業者選定による案件名、標準仕様書、予定価格、公募型により事業者選定を行おうとする理由、企画提案の審査基準、選定委員会委員名を公募開始希望日の14日前までに提出しなければならない。

2 副区長は、事業部から提出された協議書兼選定依頼書に及び募型事業者選定による案件指定書類について、中野区契約事務規則第37条の2に規定する指名業者選定委員会で審査の上、その案件指定の可否を決定する。

3 副区長は、案件指定の不採用を決定した場合は、その理由を付して事業部長に対して、事業者選定案件不採用通知書（別紙様式2）により通知する。

4 指名業者選定委員会の議事は原則非公開とし、必要に応じて所管部の担当者の出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

5 その他、指名業者選定委員会の委員の職務に該当する案件の審査がある場合は、該当する委員を除斥する。

（公募型事業者選定手続き）

第4条 前条において、案件指定が可となった案件については、中野区契約事務規則第72条の規定に準じて、副区長あてに事業者選定依頼を行うこととし、その公募の手続きは以下の各号とおりとす。

（1）公募告知

経営室契約担当（以下「契約担当」は、公募型事業者選定の募集告知文を契約担当の告示板及び区ホームページ、東京都電子調達共同運営掲示板に掲示し、事業者に告知する。

なお、告知期間は原則15日以内とする。

(2) 募集仕様書、関係書類の配付及び提出期限

契約担当は、公募の締切日までに公募参加希望があった事業者に対して、仕様書、公募に必要な関係書類の配付を配付するほか、案件に応じて参考予定価格（契約の上限額）を提示する。

(3) 公募関係書類および提出先、提出期限

公募希望事業者は、企画提案書の記載内容のほか、中野区総合評価方式試行基準に定める企業の施工（業務執行）能力評価点申告書、配置予定技術者（監督責任者）評価点申告書、企業の地域・社会貢献評価点申告書、また、案件に応じて同業務の参考見積書を契約担当に提出する。

なお、公募関係書類の提出期限は、案件毎に定めることとするが、概ね30日以内とする。

(4) 公募書類の審査

公募希望事業者から提出された公募関係書類は、以下の区分により審査する。

① 企画提案書

企画提案書については、契約担当から所管部に、公募事業者名を明示せずに配付し、選定委員会において評価点を算出する。

なお、所管部の選定委員会において、事業者の企画提案の内容についてヒヤリングが必要な場合は、契約担当と協議の上、実施する。

② 企業の施工（業務執行）能力、配置予定技術者（監督責任者）評価点の各申告書

各申告書については、原則契約担当で審査し、評価点を算出するが、所管部の選定委員会において評価の必要がある場合は、①と同様に処理する。

③ 企業の地域・社会貢献評価点申告書

企業の地域・社会貢献評価点申告書については、契約担当で審査し、評価点を算出する。

④ 同業務の参考見積書

参考見積書については、契約担当で審査し、価格評価点を算出する。

(5) 審査結果

各審査の結果は、各区分毎の評価点を副区長に報告する。

(事業者の選定)

第5条 副区長は、前条の審査結果に基づき企画提案の評価点、事業者の各申告書の評価点並びに参考見積から算出した評価点の最も点数の高い者を選定予定事業者とする。

2 副区長は、事業者を決定する場合は選定委員会を開催し、委員の意見を聞かなければならない。

(事業者の決定)

第6条 副区長は、公募型事業者を選定したときは、その結果を公募事業者に通知しなければならない。

(契約手続き)

第7条 公募事業者との契約は、契約事務規則の定めるところによるが、契約の形態は選定事業者との随意契約または、選定事業者数社による指名競争入札とする。

(苦情窓口)

第8条 公募型事業者選定における事業者からの苦情は、中野区入札監視委員会において処理を行う。

(委任)

第9条 その他、この要領に定めのない事項については、副区長が定める。

付 則

1. この要領は、平成21年1月1日から施行する。
2. この要領に定めるもののほか、必要な事項は中野区契約事務規則並びに中野区総合評価方式試行実施基準の定めるところによる。

※ 様式1と2は、作成中

